勤労市民ニュース

平成 25 年 1 月 31 日　NO94
編集発行　鎌倉市産業振興課勤労者福祉担当
鎌倉市小袋谷 2-14-14　レイ・ウェル鎌倉内
電話　０４６７－４７－１７７１
e メール　rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/

平成 25 年 4 月 1 日から

改正高年齢者雇用安定法が施行されます

１．継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みが廃止されます。

２．継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げることができるようになります。

３．義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワークが指導を実施します。指導後も改善がみられない企業に対しては、勧告を行い、是正されない場合は企業名が公表されることがあります。

４．高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針が策定されました。

【高年齢者雇用確保措置とは】

定年を 65 歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、次の①～③のいずれかの措置を講じなければなりません。

①定年の引き上げ　②継続雇用制度の導入　③定年制の廃止

（その他）　厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できる 12 年間の経過措置が認められています。

詳しくは厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1.html

平成 25 年 4 月 1 日から

障害者の法定雇用率が引き上げになります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	**平成 25 年 4 月 1 日以降**
民間企業	1.8%⇒	**2.0%**
国、地方公共団体等	2.1%⇒	**2.3%**
都道府県等の教育委員会	2.0%⇒	**2.2%**

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、**従業員 56 人以上から 50 人以上に変わります**

詳しくは厚生労働省 HP:　http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/04.html

パパの育児休業を応援します！

① パパ・ママ育休プラス（父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長）

母（父）だけでなく父（母）も育児休業を取得する場合、休業可能期間が 1 歳 2 か月に達するまで（2 か月分は父（母）のプラス分）に延長されます。

※父の場合、育児休業の期間の上限は 1 年間。母の場合、産後休業期間と育児休業期間を合わせて 1 年間

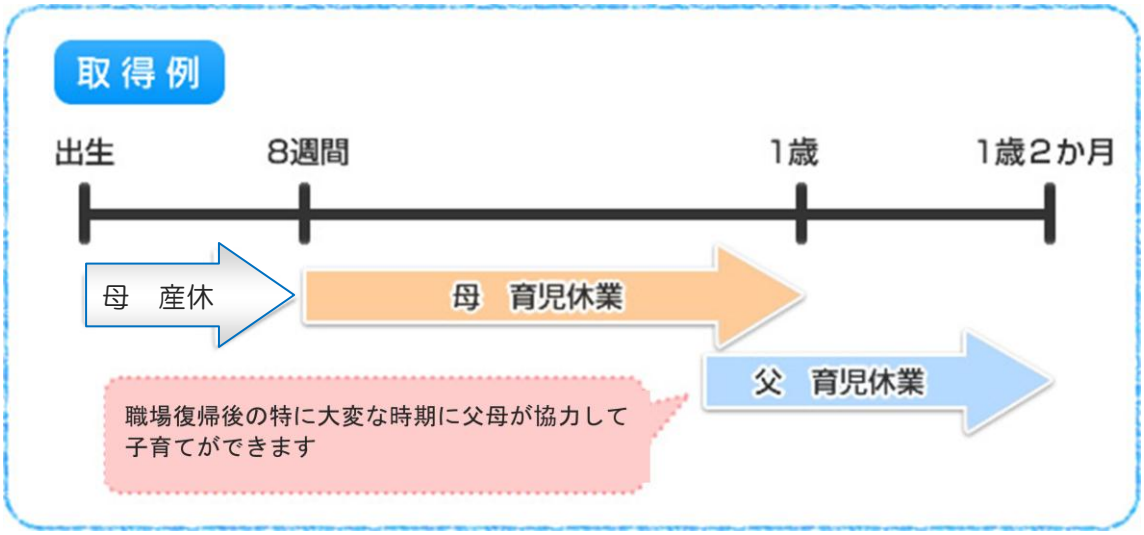

② 出産後 8 週間以内の父親の育児休業取得の促進

配偶者の出産後 8 週間以内の期間内に父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度の取得が可能です。

妊娠又は出産したこと、産前産後休業又は育児休業等の申出をしたこと又は取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律で禁止されています

厚生労働省ホームページよりパンフレットがダウンロードできます
http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/27.html

※雇用保険被保険者は育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと育児休業給付金の支給を受けることができます。

・支給の対象となる育児休業の期間には、産後休業期間（出産日の翌日から起算した 8 週間）は含まれません。

・男性の場合は、配偶者の出産日当日より育児休業の取得が可能であるため、配偶者の出産日当日より育児休業を開始した場合は育児休業給付金の支給対象となります。

詳しくは公共職業安定所（ハローワーク藤沢）へ　電話０４６６－２３－８６０９

～ご利用下さい～

鎌倉市金融機関提携融資制度のご案内

市内在住または在勤の勤労者で、同じ事業所に１年以上勤務している方を対象に、市が金融機関と提携し、資金を低利で貸し付けします。

◎資金の用途（カッコ内は年融資利率）…

増改築資金（2.1%）、冠婚葬祭費（2.1%）、医療費（2.1%）
教育費（1.7%）、耐久消費財購入費（2.1%）、技能取得費（2.1%）
育児・介護休業対策費（0.8%）、賃金遅欠配による応急生活費（1.5%）

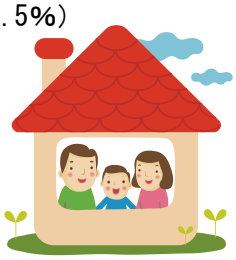

◎融資限度額…

200 万円

◎保証料…

年 0.7～1.2%

◎返済期間…

5 年以内（資金の使途が育児介護休業対策費に係るものについては、1 年以内の据置期間後）

【相談・申込】中央労働金庫大船支店　　☎0467(46)6291

平成25年度　均等・両立推進企業表彰

ポジティブ・アクションを推進している企業　ファミリー・フレンドリーな企業を表彰

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」（ポジティブ・アクション）および「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進している企業を表彰しています。　　《応募期間：平成 25 年 1 月 1 日～3 月 31 日》

両部門に優れた企業
厚生労働省大臣最優良賞

均等推進企業部門
職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組みを実施している企業

ファミリー・フレンドリー企業部門
仕事と育児・介護との両立支援のための取り組みを実施している企業

詳しくは厚生労働省ホームページ　http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html

中小企業退職金共済制度の掛金補助のご案内

　中小企業退職金共済（中退金）制度は、中小企業で働く従業員のための、国の退職金制度です。

　掛金は全額非課税で、国から事業主に新規加入助成があります。

　鎌倉市では、市内の事業主が、新たに中小企業退職金共済制度または鎌倉商工会議所が実施する特定退職金共済制度に加入した場合、国の助成に加え、市が掛金の一部（従業員一人当たり月額 400 円）を加入から 36 カ月間補助します。

《お問合せ先》

中退共本部　TEL03-6907-1234

産業振興課勤労者福祉担当　TEL0467-47-1771

「レイ・ウェル鎌倉」では、次の相談を行っています

①メールによる労働相談

市のホームページ（http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/soudan.html）からアクセスしてください。

②労働相談

労働問題、社会保険、労働保険など職場の様々な問題や年金問題に対して、社会保険労務士が相談を受けます。

相談日・時間…毎月第 1、第 3 日曜日　午後 1 時 30 分～午後 4 時

③労働法律相談

勤労者の日常直面する法律問題に対し、豊富な経験を持つ弁護士が懇切にアドバイスします。

相談日・時間…毎月第 2、第 4 金曜日　　午後 1 時 30 分～4 時

④メンタルヘルスカウンセリング

職場や日常のストレスで悩んでいる方、その同僚や家族の方に産業カウンセラーが相談を受けます。

相談日・時間…毎月第 2 土曜日　　午後 1 時から午後 4 時

※②～④は予約が必要です。

ご予約は　レイ・ウェル鎌倉　☎47-1771